

事 務 連 絡

令和6年9月30日

各医療機関管理者 様

石川県健康福祉部医療対策課長

(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に係るなりわい再建支援補助金の
提出書類の見直しについて (ご案内)

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記補助金について、手続きの簡素化のために提出書類が見直しされましたのでお知らせいたします。詳細につきましては、下記のホームページ、問い合わせ先にご確認ください。

記

- 令和6年能登半島地震に係るなりわい再建支援補助金について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>

- なりわい再建支援補助金提出書類の見直し

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/nariwai_teishutsu_review.pdf

【概要】

令和6年能登半島地震に係るなりわい再建支援補助金の申請時に必要な書類の簡素化
申請時の法人の登記簿謄本や決算書等の申請書類の一部を提出不要とする

- なりわい再建支援補助金に関する問い合わせ先 (金沢事業者支援センター)

【電話番号】 0120-867-100

【受付時間】 土日・祝日除く 午前10時～午後5時

(事務担当)

医療対策課

医療指導グループ

TEL 076-225-1433

FAX 076-225-1434